

事務連絡
令和6年2月8日

岐阜県農政部農産園芸課 御中

東海農政局消費・安全部
農産安全管理課

有機JAS資材評価方法の改善に係る肥料等関係業者への周知について
(ご協力のお願い)

このことについて、農林水産省新事業・食品産業部食品製造課基準認証室から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、貴県における肥料等関係業者への周知について、ご配慮をお願いします。

問い合わせ先

東海農政局消費・安全部農産安全管理課
副産物肥料管理係 佐倉 英世
〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL 052-746-1315(ダイヤルイン)



事務連絡
令和6年1月15日

東海農政局 消費・安全部
農産安全管理課

農林水産省 新事業・食品産業部
食品製造課 基準認証室

有機JAS資材評価方法の改善に係る肥料等関係業者への周知について
(ご協力をお願い)

日頃から、JAS制度の円滑な運用に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和3年、「みどりの食料システム戦略」において有機農業の面積拡大が目標として掲げられたことに伴い、有機JAS認証取得の際の負担を軽減し有機JASの認証取得数の増加に資するよう、次のとおり有機JASで使える資材の確認方法の改善を行い、貴課に周知をお願いしたところです。

- 1 有機JASに取り組む生産者が肥料等の資材を使用する場合は、個々の生産者が資材メーカー等から根拠書類を取り寄せて資材の評価を行うことが基本であったところ、一定の条件を満たす機関（登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会）が評価し公表した資材リストに掲載された資材については、生産者が個別に評価することなく使用できることとしました。
- 2 1の資材リストに掲載されていない資材について、生産者が資材メーカー等の書類を基に適合性を評価して使用する場合であっても、資材の適合性を容易に判断できるよう、「有機農産物のJAS資材評価手順書」をわかりやすく改訂しました。

今般、本運用改善から一定の期間が経過したことから、現状を反映できるよう、別添のとおり上記2の「有機農産物のJAS資材評価手順書」及び資材メーカー等向けの説明資料を改訂いたしました。

つきましては、各県の肥料の登録、届出等の窓口に対し、登録、届出等の機会を活用して資材メーカー等に改定した説明資料を配布頂くよう、貴課からご連絡をお願いするとともに、他にご関心がありそうな事業者、関連団体等がありましたら、積極的に周知下さいますようお願いいたします。

問い合わせ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
食品製造課 基準認証室
担当：酒瀬川（さかせがわ）、八木
TEL：03-6744-7139